

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

職場意識改善助成金を活用しましょう

期限あり!!

～ 職場環境改善コースのご案内(概要) ～

1. 対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下で、かつ月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業事業主

2. 支給対象となる取り組み(いずれか1つ以上実施)

○労務管理担当者に対する研修	○労務管理用ソフトウェア	} などの 導入・更新
○労働者に対する研修、周知・啓発	○労務管理用機器	
○外部専門家によるコンサルティング (社会保険労務士、中小企業診断士など)	○デジタル式運行記録計	
○就業規則・労使協定等の作成・変更 (年次有給休暇の計画的付与制度の導入など)	○テレワーク用通信機器	
	○労働能率の増進に資する設備・機器等	

3. 助成を受けるにあたっての成果目標(必須項目)

年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加
所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減

* 設備・機器導入経費の助成については、これとは別に要件があります。

4. 評価期間

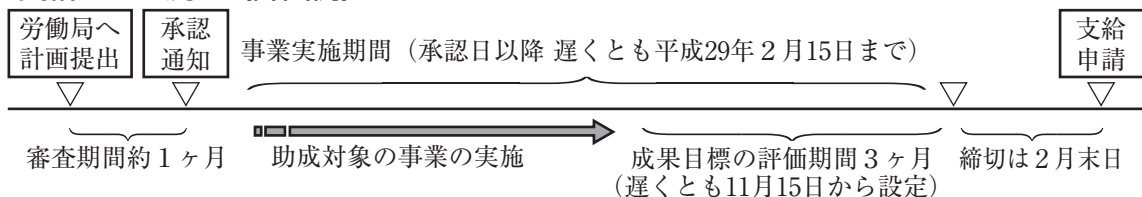
事業実施承認の日から平成29年2月15日までの間で、3ヶ月を設定してください。

5. 助成額と上限額(取組の実施に要した経費の一部が支給されます)

成果目標の達成状況	対象経費に対する補助率	1企業あたりの上限額
両方とも達成	3/4	100万円
いずれか一方を達成	5/8	83万円
いずれも未達成	1/2	67万円

* 必要経費でも支給対象とならないものもありますのでご注意ください。

6. 支給までの流れ(計画例)



助成金事業の実施承認申請書(計画)の労働局への提出期限は10月17日となっていますが、実施承認の審査があり、また取り組む内容によっては時間を要しますので早めに提出しましょう。

その他詳細についてはこちらで 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)申請マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000122072.pdf>